

周南市ボートレース事業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
の一部を改正する条例制定について

周南市ボートレース事業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市ボートレース事業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
の一部を改正する条例

周南市ボートレース事業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成26年周南市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公務員法」を「並びに地方公務員法」に、「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第22条の2第1項に規定するもの及び第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に改める。

第24条及び第25条を次のように改める。

（会計年度任用職員及び再任用職員等についての適用除外）

第24条 第4条、第6条、第8条、第9条、第10条、第13条、第14条、第16条及び第17条の規定は、地公法第22条の2第1項第1号に掲げる職員には適用しない。

2 前項の職員のうち、1週間当たりの勤務時間が短い職員として管理者が定めるものについては、第15条の規定を適用しない。

3 第4条、第6条、第8条、第9条、第10条、第13条、第14条及び第16条の規定は、地公法第22条の2第1項第2号に掲げる職員には適用しない。

4 第4条、第6条、第8条及び第17条の規定は、地公法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1

項の規定により採用された職員には適用しない。

(臨時的任用職員の給与)

第25条 周南市ボートレース事業局企業職員で職員以外のものの給与は、職員の給与との権衡を考慮し、管理者が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。